

株式会社 LIXIL 鈴木シャッター
代表取締役 社長執行役員 岡本 誠 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備検査の不正事案への対応について

平成 31 年 1 月 11 日及び 2 月 8 日に報告があった、防火設備検査員資格者証の不正取得に関し、貴社が依頼した法律事務所による調査報告書（以下「調査報告書」という。）により、既に報告があった事案以外にも不適切な事案が確認されたことに加え、これらについて組織性ある不正行為であったものと認定されていることは大変遺憾である。

このため、標記について、下記のとおり 1 月 11 日付及び 2 月 8 日付の通知で示した内容に加え、下記の対応を求める。

記

1. 調査報告書において、貴社社員が（一社）日本シャッター・ドア協会による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」資格を不正に取得し、これを受講資格として登録防火設備検査員講習を受講し、資格者証の交付を受けていた問題は、組織性ある不正行為であったものと認定されている。

このため、再発防止策が確実に実施されたことが確認されるまでの間、貴社社員による「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」資格の取得に必要な講習の受講申し込み及び同資格を受講資格とした登録防火設備検査員講習の受講申し込みは行わないこと。

2. 防火設備の定期検査に関し、貴社社員等（協力業者を含む。以下同じ。）が実施した複数の検査について、防火設備検査員の資格を有していない者によって行われていたことが、調査報告書にて指摘された。これを受け、貴社に調査を指示したところ、一部の検査において、防火設備検査員の資格を有する者が、現場での検査を適切に行っていないにも関わらず、定期検査報告書を作成していた事案が複数件あった旨、貴社から報告があった。

貴社社員等によってこのような不適切な検査が行われたことは大変遺憾であり、厳重に注意する。

なお、これらの不適切な検査を行った該当者は、防火設備検査員として求められる検査を実施しておらず、検査に関して不誠実な行為をしたと認められることから、今後は同種の事案を引き起こすことなく、適切に検査を実施するよう、厳重に注意するので伝達すること。

また、貴社において、該当する防火設備が設置されていた建築物の所有者等に丁寧に説明した上で、速やかに再検査を実施し、特定行政庁に報告するとともに、相談窓口を設置すること。

3. 調査報告書の指摘を踏まえた再発防止策を公表するとともに、確実に実施すること。

国住指第 175 号

平成 31 年 4 月 19 日

一般社団法人日本シャッター・ドア協会

会長 長野 敏文 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

防火設備の適切な検査の実施に向けた周知について

防火設備の定期検査に関し、(株) LIXIL 鈴木シャッターの社員等（協力業者を含む。以下同じ。）が実施した複数の検査について、防火設備検査員の資格を有していない者によって行われていたことが、同社が依頼した法律事務所による調査報告書にて指摘された。これを受け、同社に調査を指示したところ、一部の検査において、防火設備検査員の資格を有する者が、現場での検査を適切に行っていないにも関わらず、定期検査報告書を作成していた事案が複数件あった旨、同社から報告があった。

貴協会会員の社員等によってこのような不適切な検査が行われたことは極めて遺憾である。については、同種の事案を引き起こすことなく、適切に検査を実施するよう、貴協会会員に対し周知されたい。

なお、貴協会会員における同様の事案を貴協会にて把握された場合は、速やかに報告されたい。